

令和5年（ワ）第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

第4準備書面

2025年4月16日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

原告ら代理人弁護士 山本 志 都



本準備書面で、原告らは、部落解放同盟埼玉県連の原告としての法的地位について、主張を補充する。

本件では、原告である部落解放同盟埼玉県連（以下「原告埼玉県連」という）と個人原告が、埼玉県下全域の地域を特定している「部落探訪」の記事掲載差止めと損害賠償を求めている。以下、原告埼玉県連が、どのような法的地位に基づきこの請求を行っているのかについて、主張する。

目次

1 人格権を侵害された本人としての請求.....	3
(1) 結社・団体の人権享有主体性.....	3
ア 結社・団体も人権の享有主体となること.....	3
イ 結社・団体が人権を享有する根拠.....	4
ウ 結社・団体の非経済的権利の侵害.....	5
エ 結社・団体の「目的」の重要性.....	5
(2) 原告埼玉県連の人格権の侵害.....	6
ア 差別されない権利の侵害.....	6
イ 円滑に業務を行う権利の侵害.....	8
2 地域に居住する住民を被担当者とする任意的訴訟担当としての請求.....	11
(1) 任意的訴訟担当を許容した昭和45年11月1日最高裁判決.....	12
(2) その後の裁判例の存在.....	14
(3) 昭和45年最高裁判例の2要件の解釈.....	16
(4) 原告埼玉県連が被差別部落住民らの任意的訴訟担当であること.....	17
ア 第1の要件について.....	17
イ 第2の要件について.....	21
ウ 小括.....	22

1 人格権を侵害された本人としての請求

第一に、原告埼玉県連は、結社・団体として、差別されない権利及び円滑に業務を行う権利を有しており、被告の「部落探訪」の掲載は、原告埼玉県連のこれら人格権を直接に侵害するものである。

(1) 結社・団体の人権享有主体性

ア 結社・団体も人権の享有主体となること

憲法21条「結社の自由」は、団体の結成・不結成、団体の加入・不加入、団体員の資格の継続・脱退などについて、公権力による干渉を受けないことを保障すると同時に、団体が団体としての意思を形成し、その実現のために活動することについて、公権力による干渉をうけないことをも保障している。団体・結社が成立・存続・活動の自由を保障されていることからすれば、当然に団体・結社にも人権享有主体性は認められる。

最高裁は、八幡製鉄政治献金事件判決（最判昭和45年6月24日・民集24巻6号625頁）において、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである」と、基本的に自然人と同様に権利を享有することを認めている。また、取材フィルム提出命令に関する最決昭和44年11月26日も「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」とした。他にも、判例は、三菱樹脂事件最高裁判決（最

判昭和48年12月12日)、自衛官合祀事件最高裁判決(最判昭和63年6月1日)など、法人の人権を幅広く認めてきた。

これら判例は、法人の権利を自然人の権利と同質のものとして扱っていることや、法人の権利と対抗関係にある私人の権利が適切に考慮されていないことについて批判はあるものの、法人(憲法21条の法理から考えればそれは法人格の有無にかかわらず、結社・団体を含む)の人権を認めたことについては当然のことと評価されている。

イ 結社・団体が人権を享有する根拠

人権の観念は本来自然人を念頭において成立したものであるが、法人を含む結社・団体の活動は、結局はその効果が自然人に帰属するものといえるから、その人権を認めることによって法人の構成員たる自然人の人権保障を拡大することができる。

現代社会において、結社・団体の活動が果たす役割は大きい。まず、結社・団体は、個人の意思を表明したり、実現したりするために不可欠のものとなっている。個人では影響力を及ぼしえない事項について、団結して集団して行動することによって、自己の意見を効果的に表明することができることは、集会やデモの開催、労働組合の活動などの社会的実態をみれば明らかである。また、結社・団体は、NPOや人的紐帯や地域連帯を基本にした諸団体の諸活動に典型的に現れているように、公共的で重要な役割を現実には果たしており、現在では、それらの活動が人間の尊厳に関わる価値を実現するために必要不可欠なものとなっている。つまり、結社・団体が構成員だけではない個人の人権保障においても大切な役割を果たしている。

その社会的機能や価値によって、結社・団体は人権を享有する主体と認められる(もちろん、結社・団体の構成員たる個人と結社・団体との利益が対立す

る場合には両者の利益の調整は、適切に行われるべきであることは当然である)。

ウ 結社・団体の非経済的権利の侵害

結社・団体の人権享有主体性を認めるとしても、個人ではない結社・団体に、非経済的権利の侵害が生じるといえるかは別途問題となりうる。

しかし、法人の名誉権侵害について民法710条の適用があるかが問われた事例（最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁）は、以下のよう述べ、不法行為に基づく損害賠償請求における「損害」とは何かという根本から論じた上で、法人に無形の損害が発生した場合にも、民法710条が適用されると判示し、名誉権の侵害によって法人にも損害が生じうることを認めた。損害論という観点からであるが、結社・団体が「精神的自由」の享有主体となり、無形の損害についての補償を求めうることが確認されている。

エ 結社・団体の「目的」の重要性

上述のように、結社・団体が人権享有主体となりうるということを前提とした上で、結社・団体の「目的」は結社・団体が行いうる行為の外郭を画することになる。

八幡製鉄政治献金事件は、政治献金は、定款所定の「目的」の範囲内の行為であると認められるかということが問題となった事例であった。最高裁は、会社は、「ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとつても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をすることは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあつても、目的遂行のうえに必要なもの

であるとするを妨げない」として、「会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属する」などとして、「会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとするに妨げない」とした。

一方で、南九州税理士会事件（最判平成8年3月19日民集50巻3号615頁）は、「税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その決議や役員の行為が法令や会則に反したりすることがないように、大蔵大臣の前記のような監督に服する法人である。また、税理士会は、強制加入団体であって、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない」という団体の性質を強調して、政治献金を目的の範囲外の行為とした。

結局、結社・団体の設立目的や実際に果たしている役割、構成員との関係などの要素から、結社・団体の行いうる行為も限定されることになる。

（2）原告埼玉県連の人格権の侵害

ア 差別されない権利の侵害

憲法13条及び同14条1項の趣旨から、いわゆる「差別されない権利」が憲法上保障されることは、訴状に記載したとおりである（本件関連事件である「全国部落調査事件」東京高判令和5年6月28日（最高裁で双方の上告が棄却され確定）は、「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ

平穏な生活を送ることができる人格的な利益」としてこれを認めた(甲24))。

差別されない権利は、非経済的性質を有する精神的な権利・利益ではあるが、(1)に述べたところからすれば、個人のみならず、原告埼玉県連も、当然にこの差別されない権利の享有主体となりうる。原告埼玉県連の権利は団体の構成員である個人の有する権利と対立することではなく、むしろ、団体の「差別されない権利」を保障することが団体の構成員の「差別されない権利」を実現し拡大することに直結することになるからである。被告によって行われた「部落探訪」の掲載は、原告埼玉県連の差別されない権利を直接に侵害する。

そして、原告埼玉県連の団体としての目的や活動実態をみたとき、原告埼玉県連が差別されない権利を享有し、これを根拠として差止めや損害賠償を求めることは当然認められなければならない。

すなわち、原告埼玉県連は、「部落解放同盟中央本部の方針に従い封建的身分の差別とそれにとまなう生活実態から部落民衆を完全に解放することを目的」(部落解放同盟埼玉県連合会規約(甲21)2条)とし、「埼玉県下にわたり部落民衆の居住する地域において活動する会員をもって構成」する(同3条)団体である。

上記規約中上の「部落解放同盟」とは「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」(部落解放同盟規約(甲22)2条)とし、この「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」(同3条)である。そして、都府県連合会は中央本部の承認を経て結成され、「その地域における部落解放運動を推進し、所属各支部並びに同盟員の活動を指導するもの」と位置づけられている(同9条)。

つまり、原告埼玉県連の団体としての目的は、被差別部落及びそこに住む人々、そこにルーツを有する人々(以下、それら被差別部落に関連する人のことを「被

差別部落住民ら」という)のために、差別を撤廃するということにあり、本件のように被差別部落及び被差別部落住民らに対する差別事案が生じた際に、自らが有する差別されない権利を行使して差別を行う者に対峙することは、まさにその結社・団体の目的を達成するための行為であるから、「目的」のど真ん中にある構成員のためにするものとして、権利性を認められなければならない。

イ 円滑に業務を行う権利の侵害

(ア) 原告埼玉県連の直接的な活動の阻害

原告埼玉県連は、被差別部落に対する差別廃絶のために、特に埼玉県下における結婚差別・就職差別などの問題に取り組み、企業・行政に対して働きかけを行うなどしてきた。また、「部落地名総鑑」の存在が明らかになった後は、このような被差別部落の一覧を用いて結婚や就職の際に差別や排除を行うことは許されないという運動を行った。その結果、「部落地名総鑑」については差別を招来し助長する悪質な差別文書である旨の認識が社会的にも共有され、法務省が調査し回収した書籍や販売用のチラシは焼却処分されるに至り、少なくとも表立って「部落地名総鑑」やそれに類するリストを用いて、結婚差別・就職差別を行うことは許されないという社会的コンセンサスが形成されてきた。

本件各ウェブページが掲載されることによって、埼玉県下の被差別部落が特定され、悪意をもってさらされることによって、直接この情報を利用して、被差別部落住民らが就職差別や結婚差別が行われるリスクがあることはもちろん、このような情報が流通することが許されているということによって、被差別部落や被差別部落住民らに対しての差別的な評価・偏見が助長され、被差別部落住民らが、平穏に生活することが阻害されることになる。そのことは、差別の解消をめざす原告埼玉県連のこれまで積み上げてきた取組みが水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障を与えるものである。

すでに訴状において述べたところであるが、被告が滋賀県に対して「同和対策地域総合センター要覧」に係る情報開示請求の非開示決定の取消しを求めた事件において、最高裁は、文書の性質について「本件要覧は、その作成の当時、普通地方公共団体である上告人【原告代理人注：滋賀県】が、各地域センターが設置されている各地区と同和地区との間に一定の位置的な関連性があるとの認識の下に、各地域センターの名称や所在地等とともに上記各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況の詳細を網羅的かつ一覧的に掲記した資料であり、かつ、そのことが容易に看取される資料である」とした上で、これが公開されたときに差別意識を増幅させたり助長したりする効果が予想できることから、「人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである」として、滋賀県の行っている事業の遂行への支障を認めた（平成26年12月5日・季報情報公開個人情報保護57号16頁）。

本件での被告の行為が原告埼玉県連及び埼玉県・県下の市町村の事業に与える影響は、上記事件で滋賀県が被る影響と同種である。

そして、これまでに述べてきたとおり、被告の行為により、原告埼玉県連の事業の適正な遂行に現実的に支障が生じる事態に陥っているため、業務遂行権の侵害が明らかに認められる。

（イ）会員の人格権の侵害を内包する業務上の権利

被告の行為によって、本件訴訟の個人原告のみならず原告埼玉県連の会員の人格権が侵害されていることは明らかである。そして、原告埼玉県連は、これら会員である構成員の人格権を内包する「業務」上の権利を有していると解すべきである。

この点については、損害保険会社が、多数回・長時間にわたって電話を繰り返すなどした顧客に対して業務妨害禁止の仮処分を求めた事件の抗告決定（東京高決平成20年7月1日判タ1280号329頁）が、「法人の業務妨害に対する当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）といえることができる。そして、このような業務を遂行する権利は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利といえることができる」として、業務遂行権に基づく差止請求権を認めていることが参考になる。

同決定は、損害保険会社の差止請求権の根拠について、「法人の『業務』は固定資産及び流動資産の使用を前提に自然人たる従業員の労働行為によって構成される。法人の『業務』に対する妨害がこれら資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、業務に従事する者に受忍限度を超える困惑・不快を与えるときは、法人の財産権及び法人の業務に従事する者の人格権の侵害とも評価することができること、使用者である法人は、業務に従事する者が上記の受忍限度を超える困惑・不快を生ずる事態に曝されないよう配慮する義務を有すること、『業務』が刑法上も保護法益とされ、その妨害が犯罪行為として刑罰の対象とされていること（刑法233条、234条）等にかんがみると、当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）といえることができる。そして、このような業務を遂行する権利（以下「業務遂行権」という。）は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利といえることができるから、法人に対する行為につき、①当該行為が権利行使としての相当性を越え、②法人の資産の本来予定

された利用を著しく害し、かつ、これら従業員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③『業務』に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合には、この行為は「業務遂行権」に対する違法な妨害行為と評することができ、当該法人は、当該妨害の行為者に対し、「業務遂行権」に基づき、当該妨害行為の差止めを請求することができる」と解するのが相当である」との判断を示している。

被告の目的が被差別部落を特定して暴露し、差別を助長する点にあり、それによって地域住民らが著しい人格権の侵害を受けている本件においては、上記平成20年東京高裁決定における①ないし③の要件は充足されるので、原告埼玉県連は自らの業務遂行権が侵害されたといえる。

なお、原告埼玉県連はいわゆる「権利能力なき社団」である。権利能力なき社団における財産の帰属は、団体の構成員は財産の使用収益権を持つが、各構成員が共有財産の分割請求や自己の持分の処分をすることができない「総有」とであるとされている。とすれば、原告埼玉県連の権利行使は、構成員の個々の権利の総体として行われるものと観念することができるため、業務を遂行する構成員の人格権が団体の業務上の権利として還元される程度は、法人の場合より強いといえる。

2 地域に居住する住民を被担当者とする任意的訴訟担当としての請求

本件では、被告の「部落探訪」の掲載によって、差別されない権利、プライバシー権などを侵害された人は、掲載地域の住民や出身者を中心としてきわめて広範にのぼり、被告の行為によって多数の紛争主体が存在している状態が意図的に作り出されたといえる。このように紛争当事者が多数に及ぶ場合、誰が当事者として訴訟追行を行うことができるのか、ということが問題となる。

(1) 任意的訴訟担当を許容した昭和45年11月1日最高裁判決

民事訴訟法は、任意的訴訟担当のうち、選定当事者制度を明文で認め、「共同の利益を有する多数の者で前条【民訴法29条・法人でない団体の当事者能力】の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき1人又は数人を選定することができる」(民訴法30条1項)とする。これは、共同訴訟人が多数であると手続が錯綜することが考えられるので、訴訟手続を単純化するために、共同利益者の中から代表者を選んで選定当事者として、判決の効力は全員に及ぼすというものである。

一方で、信託法10条は訴訟信託を禁じ、民訴法54条1項は訴訟における弁護士代理原則を定めていることから、任意的訴訟担当の許容範囲が問題となる。

これについて、最高裁昭和45年11月11日判決(民集24巻12号1854頁)がリーディングケースとされている。

同判決は、他の4名とともに、件の工事を請け負うことを目的とする「企業体」と称する民法上の組合を結成し、その団体規約に基づいて原告が自分の名前に基づいて、請負工事契約解除に伴う損害賠償請求を提起したという事案に対するものである。高裁が、原告の当事者適格を問題として、「訴訟追行権は訴訟法上の権能である」ことを理由とし、法的規制によらない任意の訴訟信託は許されないと、原告の当事者適格を否定して訴えを却下したところ、最高裁は全員一致で破棄差戻しをした。

「訴訟における当事者適格は、特定の訴訟物について、何人をしてその名において訴訟を追行させ、また何人に対し本案の判決をすることが必要かつ有意義であるかの観点から決せられるべきものである。したがって、これを財産権上の請求における原告についていうならば、訴訟物である権利または法律関係について

管理処分権を有する権利主体が当事者適格を有するのを原則とするのである。しかし、それに限られるものでないのはもとよりであつて、たとえば、第三者であつても、直接法律の定めるところにより一定の権利または法律関係につき当事者適格を有することがあるほか、本来の権利主体からその意思に基づいて訴訟追行権を授与されることにより当事者適格が認められる場合もありうるのである。

そして、このようにいわゆる任意的訴訟信託については、民訴法上は、同法四七条が一定の要件と形式のもとに選定当事者の制度を設けこれを許容しているのであるから、通常はこの手続によるべきものではあるが、同条は、任意的な訴訟信託が許容される原則的な場合を示すにとどまり、同条の手続による以外には、任意的訴訟信託は許されないと解すべきではない。すなわち、任意的訴訟信託は、民訴法が訴訟代理人を原則として弁護士に限り、また、信託法一一条が訴訟行為を為さしめることを主たる目的とする信託を禁止している趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはできないが、当該訴訟信託がこのような制限を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には許容するに妨げないと解すべきである。

そして、民法上の組合において、組合規約に基づいて、業務執行組合員に自己の名で組合財産を管理し、組合財産に関する訴訟を追行する権限が授与されている場合には、単に訴訟追行権のみが授与されたものではなく、実体上の管理権、対外的業務執行権とともに訴訟追行権が授与されているのであるから、業務執行組合員に対する組合員のこのような任意的訴訟信託は、弁護士代理の原則を回避し、または信託法一一条の制限を潜脱するものとはいえず、特段の事情のないかぎり、合理的必要を欠くものとはいえないのであつて、民訴法四七条による選定手続によらなくても、これを許容して妨げないと解すべきである」というのがその内容である。

この判決は、①弁護士代理の原則及び訴訟信託の禁止の制限を回避・潜脱するおそれがないこと、②合理的必要があること の2要件をあげて、任意的訴訟担当が許容される基準を示し、担当者：業務執行組合員、被担当者：組合員の場合に、任意的訴訟担当を認めたものといえる。

なお、この判決について、最高裁判所調査官（宇野栄一郎）の解説（法曹会1970年）には、「団体性を持つ権利主体の集団において、当該訴訟追行権の授与が、実体上の財産管理権の授与を伴い、かつ当該団体の目的追行のための業務上の必要性に基づく場合」にこれらの要件を充足することになるのではないかと記されている。

（2）その後の裁判例の存在

上記最高裁判決を経て、任意的訴訟担当が許容される場合に関する裁判所の判断が重ねられてきた。

任意的訴訟担当を肯定した裁判例・判例として、

●東京地判昭和49年12月25日判タ322号198頁（担当者：債権者委員会で選任された委員長、被担当者：債権者の事例）

●東京高判昭和52年4月13日判時857号79頁（担当者：多数の土地共有者の内過半数所有者で結成した管理組合、被担当者：土地所有者の事例）

●東京地判昭和60年12月27日判時1220号109頁（担当者：中華人民共和国、被担当者：満州国の事例）

●大阪地判昭和61年7月14日判時1225号82頁（担当者：入会団体でありかつ権利能力なき社団である町内会の代表者、被担当者：土地所有者の事例）

●神戸地判昭和63年12月23日判タ700具199頁（担当者：労働組合、被担当者：共済協同組合の事例）

- 東京地判平成3年5月28日金法1307号30頁（担当者：債権者委員会の委員長、被担当者：債権者の事例）
- 東京地判平成3年8月27日判タ781号225頁（担当者：保険シンジケートの構成員である筆頭保険者、被担当者：保険シンジケートの構成員の事例）
- 最判平成6年5月31日民集48巻4号1056頁（担当者：入会団体の代表者でない構成員（規約に基づく）、被担当者：土地所有者の事例）
- 東京高判平成8年11月27日判時1617号94頁（担当者：債権管理組合の元組合員、被担当者：債権者管理組合の事例）
- 最判平成28年6月2日民集70巻5号1157頁（担当者：債権管理会社、被担当者：債権者の事例）

平成28年の最判については、近時の最高裁判例として重要であるので、内容について敷衍すると、本事件は、「外国国家が発行した円建て債権に係る償還等請求訴訟について、当該債権の管理会社は、①ないし④などの事情がある場合には、当該債権の債権者らのための任意的訴訟担当の要件を充足し、原告適格を有する」と判断したものである。

①債券の管理会社として、債権者らのために当該債券に基づく弁済を受け、または債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する旨の条項を含む管理委託契約が締結された。

②①の授權に係る条項は、Xら、YおよびAらの間の契約関係を規律する「債券の要項」の内容を構成し、Aらに交付される目論見書等にも記載されていた。

③当該債券は多数の一般公衆に対して発行される点で社債に類似するが、①は社債に関する商法の規定にならった仕組みである。

④原告らは、いずれも銀行であって銀行法に基づく規制や監督に服するとともに、①の管理委託契約上、債権者らに対して公平誠実義務や善管注意義務を負う

というのが列記された事情である。

(3) 昭和45年最高裁判例の2要件の解釈

これらの事例をふまえて以下のように考えることができる。

まず、第1の要件である「弁護士代理の原則及び訴訟信託の禁止の制限を回避・潜脱するおそれがないこと」については、訴訟物たる権利についての実体上の管理処分権とともに訴訟追行権が担当者に授与されており、担当者が被担当者と共同の利益を有する者の1人であるか、それに類する者であることが認められれば、弁護士代理などの原則を潜脱するものではないといえる。また、担当者と被担当者との間に継続的関係が存在することも、この結論を補強する。

第2の要件の「合理的必要性」については、被担当者の数が多数に上ることから、担当者による訴訟追行が権利の実現を容易にするとか、被担当者が外国人であり、日本における訴訟追行に困難があるとか、被担当者の権利実現が担当者の本来的任務であるとか、または被担当者の権利実現について担当者が固有の法的利益をもつなどの事情が、それを満たす例として考えられる（伊藤眞『民事訴訟法第8版』有斐閣2023年12月・211～212頁同旨）。

また、消費者契約法の2006年改正によって、内閣総理大臣による適格認定を受けた消費者団体が事業者等の違法行為に対する差止請求をすることが認められた（同法12条）。これは、適格消費者団体に対して実体法上の差止請求権を付与するものであり、拡散的利益について訴訟上の保護を図ろうとする発想においては、被担当者の権利保護のためという観点から規定されたものであり、本件について検討する際には参考にすべきである。

(4) 原告埼玉県連が被差別部落住民らの任意的訴訟担当であること

昭和45年判決がいうように、任意的訴訟担当について、「特定の訴訟物について、何人をしてその名において訴訟を追行させ、また何人に対し本案の判決をすることが必要かつ有意義であるかの観点から決せられるべき」だとすると、まさに、本件のように埼玉県全域にわたる被差別部落がウェブ上に掲載してさらされ、広範な被差別部落住民らが、自らの権利をもってその差止めと掲載を（訴訟内外で）求めていることが明らかな事案においては、被害のこれ以上の拡大を抑止するためには、原告埼玉県連がその名において訴訟を追行し、本案判決を受けることが必要であり有意義であると認められるから、原告埼玉県連は被差別部落住民らの任意的訴訟担当の地位にある。以下、敷衍して論じる。

ア 第1の要件について

(ア) 団体としての活動目的との合致

上述したように、原告埼玉県連は、「埼玉県下にわたり部落民衆の居住する地域において活動する会員」をもって構成され（甲21）、会員の権利を守り、社会内に差別を廃絶するために活動する団体であり、1953年戦後の設立大会（熊谷市）以来、主に埼玉県下において、その目的に従った活動を行ってきた。

(イ) 県下全域の被差別部落住民らからの授権

「全国部落調査事件」では、個人の差別されない権利などを根拠として、当該個人と一定の関係がある道府県単位で、地域リストの記事掲載等の差止めを認めているが、これは、各原告が自分がまさに居住する地域にとどまらず、少なくとも道府県の単位においては記事の差止めを認めなければ、差別されない権利が保障されない、すなわち、「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができ」ないと判断されたからに他ならない。

個人の生活は、自らの住所地などの範囲に限定されるわけではない。居住地域を中心とする一定の範囲に生活圏は広がっており、「人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る」ためには、その一定の範囲について、晒されることによって不当な差別を受けることがないようにすることが必要である。

とすれば、(個人原告の差別されない権利を根拠として、本件の全記事の差し止めを求めることができることは当然として) 原告埼玉県連は、自らの主要な活動領域である埼玉県下の全ての被差別部落について、被差別部落住民らから訴訟追行権が授与されているといえる。

そして、上述したとおり、担当者である原告埼玉県連と県下の被差別部落住民らとの間では本件に関して利害対立は存在しえず、まさに、担当者と被担当者とは共同の利益を有する場合であると認められる。

埼玉県下には、7つの地域に、同和対策を中心とする人権行政を担うための行政の附属機関として、管区内首長及び当該の同和担当職員を構成員とした、同和対策協議会がある。そして、原告埼玉県連はこの協議会にほぼ対応するような形で、7つのブロックに「郡市協議会」または「地区協議会」という組織を展開し(規約7条)、埼玉県全体の被差別部落の問題に対応している。

具体的な対応関係は、

北足立郡市町同和対策推進協議会(川口市、鴻巣市、志木市、草加市、蕨市、戸田市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町、さいたま市、朝霞市、和光市及び新座市)～部落解放同盟北足立郡市協議会

埼玉葛郡市人権施策推進協議会(白岡市、三郷市、松戸町、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、宮代町、松伏町、久喜市、幸手市及び蓮田市)～部落解放同盟埼玉葛郡市協議会

北埼玉地区同和対策協議会(羽生市、行田市及び加須市)～部落解放同盟北

埼玉地区協議会

入間郡市同和対策協議会（川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町及び越生町）
～部落解放同盟入間郡市協議会

比企郡市人権政策協議会（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町及びときがわ町）～部落解放同盟比企郡市協議会

大里郡市同和対策協議会（熊谷市及び寄居町）～部落解放同盟大里郡市協議会

なお、秩父郡市には部落解放同盟の支部がないので、秩父郡市同和対策推進協議会（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び東秩父村）に対応する部落解放同盟の協議会はない。

また、児玉群市（本庄市、美里町、上里町、神川町）には、部落解放同盟児玉郡市協議会はあるが、それに対応した行政の協議会は存在しない。

このような組織のつながりや広がりとは、原告埼玉県連が埼玉県下全域の被差別部落住民らから訴訟追行を授権されていることを示す証左となる。

（ウ）原告埼玉県連内での訴訟追行権の明示の授与

原告埼玉県連では、本件訴訟の前後を通じて、定期大会（原告埼玉県連の最高決議機関・規約 8 条：代議員、執行委員、会計監査委員、統制委員及び本部役員をもって構成）、県委員会（大会に次ぐ決議機関・規約 12 条：本部役員、執行委員、県委員をもって構成・規約 13 条）に及び執行委員会（指導機関・規約 18 条：執行委員、本部役員をもって構成・規約 19 条）が開催された機会に、原告埼玉県連の会員から訴訟追行に関する授権が行われたことを確認している。

2023年3月25日に開催された第71回定期大会では、第4号議案とし

て、同年度の運動方針の最重要の課題の一つとして「差別を助長拡散する鳥取ループ・示現舎を糾弾し、『全国部落調査』復刻版裁判闘争に勝利しよう」というスローガンが掲げられ、「部落探訪」についても、具体的な取組みとして『部落探訪』をはじめとする部落差別を助長拡散する情報をただちに削除するようさいたま地方法務局に強く働きかける」ことが提案され(甲67)、承認された。

同年9月2日に開催された第3回県委員会では、第5号議案で「部落探訪」削除の裁判闘争を行うことが提案され(甲68)、承認された。

同年12月2日に開催された第4回県委員会では、第2号議案で裁判闘争を行うこと、原告埼玉県連が「代理で原告となる」ことが提案され(甲69)、承認された。

2024年2月17日に開催された第5回執行委員会では、第1号議案で、本件提訴が報告された上で、原告埼玉県連として「傍聴体制を確立して原告を支援する」ことが提案され(甲70)、協議の上承認された。

同年4月13日に開催された第72回定期大会では、第4号議案で、2024年度の活動方針の一つとして、「差別を助長拡散する鳥取ループを糾弾し、『全国部落調査』裁判及び『部落探訪』削除裁判の完全勝利を勝ち取ろう」というスローガンが確認され、具体的な取組みが提起され(甲71)、承認された。

同年4月23日に開催された第1回県委員会では、第7号議案で第2回口頭弁論への参加・支援が提案され(甲72)、承認された。

同年6月22日に開催された第2回県委員会でも、第1号議案で同様に第2回口頭弁論への参加・支援が提案され(甲73)、承認された。

(エ) 小括

以上より、被担当者である被差別部落住民らから担当者である原告埼玉県連に対しては、明示・黙示の訴訟代行権の委任があり、ここには、弁護士代理の

原則及び訴訟信託の禁止の制限を回避・潜脱するおそれが認められないことは明らかである。

イ 第2の要件について

本件の個人原告は地域1に居住する一人のみであるが、本件ウェブページによって損害を受けている人は、各地域に居住しあるいはそこにルーツを有する、膨大な数の住民ら（被差別部落住民ら）である。彼らは、原告になることで自身や親族が差別を受けることや、これまでも裁判に関わる情報をインターネット上で晒してきた被告から自身や親族の情報をさらに晒されることを危惧し、本件訴訟において原告となることができなかった（この点については、追って、陳述書などで補充立証する）。差別が残存する社会において、カミングアウトして生きることはむろん大変大きな障害を覚悟しなければならず、自分自身や家族が受ける不利益を考慮して、そのことを明らかにせずに生きる個人の選択は、当然に尊重されなければならない。「全国部落調査」事件の際には、訴状が送達され、被告に当事者目録が送付された直後に、同訴訟原告らの住所などの個人情報新たにネット上に掲載されるという事態も生じており、訴訟の当事者となることのリスクはきわめて大きい。

会員や被差別部落にルーツを持つ者を差別から守るべき使命を有する原告埼玉県連としては、会員の本件訴訟追行の負担を避けながら、現在のように地域の情報が晒される状態を解消するために自ら原告となることが必要不可欠であった。憲法13条が人格権を保障し、憲法21条1項が結社の自由を保障している趣旨からすると、この必要性は十分に尊重されなければならない。

被差別部落住民らにとっては、地域が晒されることによって、永続的かつどこまで拡散するか分からない膨大なリスクを抱え続けることになるため、これによって将来生じうる損害を回避し、すでに生じた損害を回復する必要がある

が、その手段としては、原告埼玉県連のような団体に訴訟追行権を授権するほ
かないのである。

ウ 小括

本件において、被担当者と担当者との関係をみたとき、前にその趣旨を引用
した、伊藤眞『民事訴訟法』にあげられている要素である、①被担当者の数が
多数に上ることから、担当者による訴訟追行が権利の実現を容易にする、②訴
訟追行に大きな困難がある、③被担当者の権利実現が担当者の本来的任務であ
る、④被担当者の権利実現について担当者が固有の法的利益をもつなどという
要素が全て認められ、任意的訴訟担当が認められるべき合理的必要性は問題な
く肯定される。

むしろ、本件のような場合にこそ、任意的訴訟担当が訴訟を追行すべきであ
って、仮に、本件で原告埼玉県連に任意的訴訟担当が認められないとすれば、
認められる場合はないと言ってもいいような事案である。

裁判所におかれては、差別を受けている者や差別を怖れている者が、差別を
訴える訴訟を提起することの困難性に配慮して、任意的訴訟担当該当性の判断
を行われるように求めるものである。

以上